

水銀に関する水俣条約を踏まえた 水銀大気排出対策の実施について



2024年9月25日（水）に、中央環境審議会会長から「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について（第三次答申）」が環境大臣へ答申されました。この答申は、水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）を踏まえた今後の水銀大気排出対策について、2015年6月に公布された大気汚染防止法の一部を改正する法律（2015年法律第41号）（以下「改正大気汚染防止法」という。）が施行されて5年を経過したことから、施行状況に応じた制度の点検・見直しを行った結果を取りまとめたものです。

水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について、主に以下の4点について検討が行われ、第三次答申として取りまとめられました。

- ① 環境政策手法の妥当性について
- ② 水銀排出施設、要排出抑制施設の追加等について
- ③ 排出基準の見直しについて
- ④ 排出ガス中水銀の測定方法・測定頻度の見直しについて

当社では、水銀の分析について今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。詳しくは、当社分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2024年9月27日付 環境省報道発表資料](#)